

## 「江東区発注工事における余裕期間制度」に関するQ & Aについて

Q.1 江東区で試行実施する「余裕期間制度」とはどのような制度ですか。

A.1

契約締結日から工事を開始すべき日（着工日）の前日までを余裕期間として、事前に労働者の確保や現場に搬入しない資材等の準備等を行う期間を設定した工事を発注する制度です。余裕期間の設定は、工期（実工期）の30%を超えず、かつ、3か月を超えない範囲内で、着工日及び工期の末日をあらかじめ江東区（以下「区」という。）が設定します。

Q.2 余裕期間制度に関する用語について教えてください。

A.2

①着工日

工事を開始すべき日。

②工期の末日

工事完成期限。

③余裕期間

労働者の確保及び建設資材の調達等を行うことができる期間で、契約締結日から着工日前日までの期間。

④実工期

着工日から工期の末日までの期間。実際に工事に必要な期間で、準備期間や後片付け期間も含まれます。

⑤全体工期

余裕期間と実工期を合わせた期間。

⑥余裕期間制度（発注者指定方式）

余裕期間を設けて、あらかじめ区で、着工日と工期の末日を設定するものです。国で導入している余裕期間制度には、3つの方式（発注者指定方式・任意着手方式・フレックス方式）がありますが、区で今回試行導入するのは、発注者指定方式のみです。

Q.3 余裕期間内の工事現場の管理は、どのようになりますか。

A.3

余裕期間内の現場管理は、区が行います。実工期の現場管理は、受注者が行います。

Q.4 現場代理人の配置はいつから必要ですか。

A.4

着工日から必要です。（余裕期間内は、配置不要です。）

Q.5 監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）の設置はいつから必要ですか。

A.5

着工日から必要です。（余裕期間内は、設置不要です。）

Q.6 余裕期間内に実施可能な作業には、どのようなものがありますか。

A.6

下請け契約を含む労働者の確保、現場への搬入を伴わない資材等の準備、書類作成などは可能です。なお、余裕期間内に行う準備は、受注者の責により行うこととなります。

【余裕期間内に実施できない作業】

現場への資材の搬入、現場への仮設物の設置、その他工事着手と判断される準備等を行うことができません。

Q.7 余裕期間が設定されたことにより、発生する費用の負担の取扱いは。

A.7

余裕期間を設定したことにより増加する経費は、受注者の負担となります。区の工事の積算は、実工期に基づいて行います。

Q.8 余裕期対象工事の前払金はいつから請求可能ですか。

A.8

着工日以降に請求できます。

ただし、契約初年度において、前払金を支払わない旨が設計図書に記載されているときは、次年度以降に請求ができます。

Q.9 余裕期間制度対象工事であることは、何を確認するとわかりますか。

A.9

余裕期間制度対象工事であることは、入札公告、余裕期間制度に関する特記仕様書等に記載します。

Q.10 契約書に記載する工期は、どの期間になりますか。

A.10

契約書に記載する工期は、実工期です。

Q.11 契約保証が必要な期間は、どの期間になりますか。

A.11

全体工期（余裕期間＋実工期）です。

Q.12 コリنز（工事情報システム（CORINS））の登録は、どの期間になりますか。

A.12

コリنزに登録する工期及び技術者情報従事期間は、実工期としてください。

Q.13 余裕期間制度対象工事では、書類の提出日はどのような取扱いになりますか。

A.13

工事着工後速やかに提出する書類は、余裕期間制度対象工事においても、着工日以降速やかに提出してください。

落札日より5日以内に提出する書類についても、これまでと同様に提出をしてください。

Q.14 他の工事に従事している監理技術者等であっても、余裕期間内に工事が完了する場合は、余裕期間制度対象工事の監理技術者等として配置することは可能ですか。（入札参加はできますか）

A.14

可能です。ただし、他の工事に従事している場合は、必ず着工日前日までに、他の工事の完了（完了検査及び引き渡しの完了）していることが必要です。着工日に現場代理人及び監理技術者等が配置できない場合は、建設業法等に違反し、契約解除をすることや、指名停止措置の対象となりますので、ご注意ください。